

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（平成元年千葉県教育委員会規則第十三号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(普通免許状の授与申請)</p> <p>第二条 略</p> <p>一 五 略</p> <p>六 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条の規定による証明書又は同令第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面若しくは同条第二項に該当する者であることを証する書面</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）第二条の規定による改正前の免許法第九条第一項、第四項及び第五項並びに第九条の二第四項及び第五項の規定による有効期間が満了し、又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の規定により失効した普通免許状（県教育委員会が授与したものに限り。以下「失効普通免許状」という。）と同一の種類普通免許状の授与（以下「再授与」という。）を受けようとする場合には、当該失効普通免許状の授与を受けていたことを証する書類を県教育委員会に提出することにより、前項第三号から第六号までに掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>3 免許法第十六条第一項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（教育職員検定を受け普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与申請書に第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、教員資格認定試験の合格証明書（教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書をいう。）又は免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面を添えて県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(普通免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)</p>	<p>(普通免許状の授与申請)</p> <p>第二条 略</p> <p>一 五 略</p> <p>六 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条の規定による証明書又は同令第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面若しくは同条第二項に該当する者であることを証する書面</p> <p>(新設)</p> <p>2 免許法第十六条第一項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（教育職員検定を受け普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与申請書に前項第一号及び第二号に規定する書類のほか、教員資格認定試験の合格証明書（教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書をいう。）又は免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面を添えて県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(普通免許状に係る新教育領域の追加の定め申請)</p>
<p>第二条の二 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、再授与を受けた普通免許状に新教育領域の追加</p>	<p>第二条の二 略</p> <p>(新設)</p>

の定め（当該再授与に係る失効普通免許状に受けていた新教育領域の追加の定めと同一のものに限る。）を受けようとする場合には、前条第一項第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（教育職員検定による普通免許状の授与申請）

第三条 略

2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書（免許法第十八条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 八 略

九 免許法附則第十七項の規定による場合

イ 八 略

ニ 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、免許状の写し

ホ 免許法施行規則附則第六項の表備考第四号の規定の適用を受けようとする者にあつては、実務成績証明書

十 十二 略

3 略

（教育職員検定による普通免許状の授与申請）

第三条 略

2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書（免許法第十八条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 八 略

九 免許法附則第十七項の規定による場合

イ 八 略

ニ 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、免許状の写し

ホ 免許法施行規則附則第六項の表備考第四号の規定の適用を受けようとする者にあつては、実務成績証明書

十 十二 略

3 略